この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条に基づく認定に係る技術的審査業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人 日本建築センター（以下、「財団」という。）が実施する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条に基づく認定に係る技術的審査業務に係る審査料金について、必要な事項を定める。

なお、審査料金には、消費税を含むものとする。（い）（は）（ほ）

１．建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条に基づく認定に係る技術的審査料金（い）（は）（ほ）

（１）建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合の審査料金の額は、以下の額とする。（い）（は）（ほ）

対象床面積の合計	技術的審査料金	
	標準入力法等	モデル建物法
1,000㎡以内のもの	484,000 円	264,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	550,000 円	319,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	638,000 円	363,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	748,000 円	440,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	891,000 円	539,000 円
20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	1,210,000 円	693,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,727,000 円	891,000 円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	2,310,000 円	1,100,000 円
200,000㎡を超え、300,000㎡以内のもの	3,113,000 円	1,441,000 円
300,000㎡を超え、500,000㎡以内のもの	3,806,000 円	1,738,000 円
500,000㎡を超えるもの	4,389,000 円	1,969,000 円

（２）建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途以外の場合の審査料金の額は、以下の額とする。（い）（は）（ほ）

対象床面積の合計	技術的審査料金	
	標準入力法等	モデル建物法
1,000㎡以内のもの	352,000 円	198,000 円
1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	407,000 円	231,000 円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	440,000 円	253,000 円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	506,000 円	330,000 円
10,000㎡を超え、20,000㎡以内のもの	616,000 円	407,000 円

20,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	825,000 円	539,000 円
50,000㎡を超え、100,000㎡以内のもの	1,210,000 円	660,000 円
100,000㎡を超え、200,000㎡以内のもの	1,562,000 円	847,000 円
200,000㎡を超え、300,000㎡以内のもの	2,079,000 円	1,034,000 円
300,000㎡を超え、500,000㎡以内のもの	2,651,000 円	1,210,000 円
500,000㎡を超えるもの	3,234,000 円	1,386,000 円

（３）建築物の用途が住宅の場合の審査料金の額は、以下の額とする。なお、建築物全体（住戸及び共用部分）の審査の場合は、下表の「住戸」及び「共用部分」を加算した額とする。（い）（ろ）（は）（ほ）

「住戸」に係る技術的審査料金

技術的審査料金
145,200+M×3,630円

※M：技術的審査対象住戸数を示すものとする。

「共用部分」に係る技術的審査料金

共用部分の床面積の合計	技術的審査料金
500㎡以内のもの	145,200円
500㎡を超え、2,000㎡以内のもの	193,600円
2,000㎡を超え、5,000㎡以内のもの	302,500円
5,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	508,200円
10,000㎡を超えるもの	726,000円

（４）申請の対象とする範囲が、非住宅と住宅を含む複合建築物の建築物全体の場合の審査料金の額は、（１）又は（２）に規定する額に（３）に規定する額を加算した額とする。また、複合建築物の非住宅部分の場合の審査料金の額は、（１）又は（２）とし、複合建築物の住宅部分の場合の審査料金の額は、（３）に規定する額とする。（ろ）

（５）既に財団から適合証が交付された計画について、その計画を変更して申請する場合に係る審査料金の額は、（１）から（４）に規定する額に１０分の７を乗じた額とする。ただし、財団以外の者から適合証が交付された建築物について、その計画を変更して申請する場合に係る審査料金は、新たに当該計画に係る審査の申請を受けたものとして（１）から（４）に規定する額とする。

２.審査料金の減額

（１）審査の申請を建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条の２第１項の確認の申請又は同法第１８条第４項の計画の通知と併せて行う場合は、１.に規定する額に１０分の９を乗じた額とする。（ただし、１.（５）に係るものは除く。）（ろ）（は）（に）（ほ）

（２）住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成１２年建設省令第２０号）第３条第１項に規定する設計住宅性能評価の申請と併せて行う場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第１項若しくは第２項に規定する長期使用構造等確認の申請と併せて行う場合は、１．（３）に規定する額に１０分の７を乗じた額とする。（ほ）

（３）建築物のエネルギー性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第１１条第１項に定める計画の提出若しくは第１２条第２項に定める計画の通知又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項に定める認定基準への適合に係る技術的審査の申請と併せて行う場合は、１．に規定する額に１０分の７を乗じた額とする。（ただし、１．（１）～（３）のうち同一の申請部分に限る。）（ほ）

（４）審査を効率的に実施できる場合（類似する複数の建築物の申請など設計図書が高度に標準化されている場合等）は、実費を勘案して審査料金を減額することができる。

（５）２．（１）から（４）の適用にあたっては、金額が最小となるものいずれか１つを適用するものとする。（ほ）

（６）２．（２）、（３）の減額の適用は、審査に同一の計算書を用いる場合に限る。（住宅の場合は同一の仕様基準（建築物省エネ法施行規則第２条第１項第１号に基づく基準をいう。）を用いる場合を含む）（ほ）

３．審査料金の増額

審査が複雑な場合は、申請者と協議の上、実費を勘案して審査料金の増額をすることができる。

４．審査料金の支払方法

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第３０条に基づく認定に係る技術的審査業務約款第５条によるものとする。（い）

５．その他

適合証記載事項のうち、評価が不要な事項の変更等により適合証を再交付するときの料金は、１通につき１１，０００円（税込）とする。（い）（は）

（附則）この規程は、２０１６年4月１日より施行する。
（附則）この規程は、２０２１年4月１日より施行する。（い）
（附則）この規程は、２０２３年9月２７日より施行する。（ろ）
（附則）この規程は、２０２４年4月１日より施行する。（は）
（附則）この規程は、２０２４年１２月２７日より施行する。（に）
（附則）この規程は、２０２５年4月１日より施行する。（ほ）